

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷三十五第

月九年六十和昭

## 論 叢

現代世界學としての日本學の根本理念……………經濟學博士 石川興二

支那の田賦整理……………經濟學博士 八木芳之助

企業原理と企業規模……………經濟學士 大塚一朗

資金調整の課題……………經濟學士 中谷實

ロバートソンの四つの係數の理論……………經濟學士 青山秀夫

## 研 究

經濟社會學の基本概念……………經濟學士 北野熊喜男

古代猶太共同體の成立……………經濟學士 澤崎堅造

## 說 苑

ボオル・ベルナルの佛印工業化論……………經濟學博士 松岡孝兒

## 附 錄

彙 報

外國雜誌論題

## 支那の田賦整理

八木芳之助

現在の支那に於て地方財政収入の最主要税源をなすものは、田賦である。試みに民國二十四年度の各省市地方豫算概入表について、總收入中田賦の占める割合を見るに、それは山東では六四%、河南では五二%、浙江では四一%、江蘇では四〇%であり、湖北の八%を最少とする。縣財政収入について言へば、總收入中田賦附加の占める割合は更に高く、山東各縣では八九%、江蘇各縣では七七%、安徽各縣では七〇%、河南各縣では六七%となつてゐる。之によつて支那地方財政中、田賦の占める一般的重要性が看取される。

田賦はまた支那の税制中で淵源の最も古いものであるが、併し積弊も最も多い。その積弊の重要なものは田畝の隱漏(脱税)である。田畝の隱漏が多ければ、財政収入は必ず少なくなり、政府はその財政を維持する爲めに附加税や雜捐を増徴せざるを得ない。田あつて糧(税)なき者は、安閑として暮らせるが、田あつて糧ある者、或は糧あつて田なき者の負擔は日々に重くなるを免れない。加之、支那の田賦科則(税率)は遠い昔から繼承されてゐるが、桑田滄海の變によつて、昔日の良田は今日は沙地と化し、今日肥沃の田畑も往時は不毛の地であつたから、田畑の負擔は今日その均衡を失つてゐる。況や、原有の冊籍(臺帳)が概ね散逸してゐるから、徵税には冊書(土地臺帳の管理人)の手を借らざるを得ず、之によつて飛灑詭寄(税金を他戸に轉嫁する)が行はれ、人民の負擔が過重

1) 方顯廷、整理地籍芻議(中國經濟研究、上)三四六頁。

となり、政府の財政が困窮し、また冊書による需索・浮收（心附や餘分の徴收）の積弊をも伴ふ<sup>2)</sup>。茲に田賦整理の必要が痛感される。蓋し田賦は地方稅收入の大部分を占めるを以て、田賦の整理によつて積極的に稅收の増加を圖ることは、地方一切の建設工作を開始する上に極めて肝要だからである。更に田賦は農民生活と直接關係があり田賦制度の良否は農民生活に影響する處が大であるから、その整理によつて農民經濟の發展を圖ることが必要であり、併せて田賦徵收に伴ふ各種の積弊を根絶することが肝要である。而して田賦の積弊は、地籍の據るところなきに起因することが大であるから、地籍の整理こそは、田賦整理の不可欠なる要件をなすものである。

今日一般に支那で行はれる地籍の整理には、治本（本を治める）と治標（末を治める）の兩法がある。前者の治本方法は正式の測丈（測量）を意味するもので、之には查丈（簡便測量）と清丈（土地の正式實測）との別があり、また測丈は其の方法の如何によつて人工測量と航空測量とに分かたれる。後者の治標方法とは地糧（地稅）の清查を意味するもので、之には土地陳報と坵地圖冊の編造とがある<sup>4)</sup>。この土地陳報は江蘇省江寧縣、蕭縣、安徽省當塗縣等に於て實施されて成功を収めた方法にして、この方法では、先づ縣政府が陳報單（申報書）を各區鄉鎮公所に交付し、公所から之を土地權利者に配布して、之に所定の事項を記入させ、之に對して鄉鎮辦事處が其の當否を審査し、疑義あるときは再調査を行ふ。陳報期間が満了すれば、區辦事處に於て、陳報單を集計、整理し、戶別に清冊を編造して縣政府に送る。縣では徵冊を造り、土地權利者には土地管業執照（地券）を發給して、地籍を確定するものである<sup>5)</sup>。後者の坵地圖冊の編造方法では、舊承糧（舊納稅）の都圖を單位として、卯書（冊書と卯簿）を利用し、舊冊を根據として新冊を查編し、納稅に對する掣串（領收書の發行）の根據とするものである。その新冊たる坵地圖冊は坵（一筆地）を以て單位とし、坵別に查編するものであり、この圖冊に基いて土地權利者に土地管業證が發給せ

2) 前掲書、三四七頁。  
3) 清丈と查丈とは小三角測量手續の有無によつて分かれる。  
4) 浙江省蘭谿實驗縣、清查地糧紀要（民國二十三年十一月）五頁。  
5) 莫衷竹、江寧蘭谿兩實驗縣整理田賦的經過（汗血叢書、田賦問題研究、下）二

られる。<sup>6)</sup>

かく地籍の整理には治本及び治標の兩方法があるが、前者の測丈には多大の經費と時日とを要するを以て、急速には行はれ難い。故に従來は簡便にして且つ經費を要せぬ後者の方法たる土地陳報その他が多く採用されたのである。

この小論では、田賦竝に地籍の整理に關し、治標の方法たる地籍の清查方法を用ゐて成功を収めた浙江省蘭谿實驗縣の「清查地糧」を問題とし、その方法について検討しようと思ふ。

## 二

蘭谿實驗縣當事者は財政を整理するには田賦の整理を措いて他に途なきものとして、曾て左の如く述べた。即ち「……是を以て蘭谿實驗縣成立の當初に、環境に適合する一の施政方針を決定した。この方針は先づ第一に公安の整理に關し、次に財政の整理、第三に農村建設及び教育に従事することに關する。財政整理に關しては、縣地方政府に就いて言へば、必らず田賦整的より始むべきである」と。かく主張した所以は、地籍整理前の蘭谿縣に於ては、歷年の田賦の實徵數は僅に三割に過ぎず、田賦を整理するにあらざれば、一切の縣政建設は之を望み得なかつたからである。<sup>7)</sup> かくの如く蘭谿では田賦は徵稅額の三割しか年々之を實徵し得なかつた所以は、如何なる積弊によるものであらうか。

蘭谿に於ける田賦の積弊は、業主(土地所有者)に關するもの、經徵人に關するもの、糧櫃(縣政府の徵稅處)に關するもの、三種に之を分つことが出来る。

(1) 業主方面に關する田賦の積弊 これには、絶戸、逃亡、故意の抗納等を除くの外、最重要のものとしては、

八一頁。

6) 前掲、清查地糧紀要、六頁。

7) 前掲、清查地糧紀要、弁言、一頁。

8) 胡次威、蘭谿實驗縣縣政建設の小貢獻、清查土地、整理田賦(地政月刊、第

(イ)糧(税)あつて地なき業主、糧多くして地少なき業主は、自然滞納の意志を持つこととなるが、冊籍の散失と卯簿(繪徴人)が其の手を上下することによつて、やはり「有糧無地」、「糧多地少」の現象が起り、此等業主の負擔が不公平となる。そこで彼等業主は納付すべき田賦を完納しないこととなる。(エ)地あつて糧なき業主、地多く糧少なき業主は、田賦を漏逸する意を持つこととなるが、之も冊籍の散失と卯簿が其の手を上下することによつて、脱税を續ける。(ハ)本縣の業主中には一筆乃至五筆地を有するに過ぎない小戸(小地主)が二分の一を占めるが、彼等が縣城に赴いて少額の田賦を完納するには費用がかかるから、自然に完納を怠る。(ニ)蘭谿には公産、會産、祀産、廟産に屬する土地が多いが、此種の土地では田賦納入の責任を負ふ者が<sup>9)</sup>ないから、田賦は完納されない。(ホ)蘭谿の田地の二分の一は、大皮小皮の關係にある。大皮は業主、小皮は一種の永佃權(永小作權)である。一石田には穀約七八百斤の收穫があるが、大皮の得る地代は百五十斤乃至二百斤である。然るに浙江省の實施した二五減租の<sup>10)</sup>影響を受けて、大皮の得る地代は百十斤乃至百三十斤に引下げられた。當時每百斤の穀價は二元餘、然るに每一石田(二畝半)の負擔する田賦額は一元半であるから、大皮は負擔の過重から田賦を完納し得ない。

(2) 卯簿<sup>11)</sup>に屬する田賦の積弊 卯簿は世襲的であるが、その權利を他人に讓渡すれば、一圖六百元の代價が得られる。六百元の代價を月利二分を以て計算すれば、その利息は年に約百五十元となる。然るに一人の卯簿が毎年得るところの征收(徵稅)公費は僅に三十元に過ぎない。茲に於て、卯簿は自然財を生む途を考案することとなる。(イ)卯簿の積弊の第一は飛灑詭竈である。蘭谿の冊籍は既に早く散失し、田賦徵收の證據としては、卯簿の有する胡塗帳(曖昧な帳簿)があるのみである。世襲又は讓受の卯簿が十分公正に處理しても錯誤あるを免れない。

二卷第六期、民國二十三年六月)八七五頁。

9) 此種の土地の管理は會員の輪年制によるものが多いが、その收入を以て田賦を完納するものは百に一をも見ない有様である。

10) 小作料二割五分引下政策。

然るに卯簿のうちには納税者から賄賂を貰つて、其の税金を第三者に轉嫁するものもある。茲に卯簿の發財の機會がある。(ロ)蘭谿では田賦の冊串(徵稅逦帳、領收證)を卯簿の一手に包辦(請負)せしめるのみならず、田賦の徵收をも卯簿に一任する。それは縣政府では、何人が田賦を完納したか、また田賦の完納人が何處に居住するかを知る術がないからである。それで犁串や徵稅には卯簿を利用せざるを得ないこととなる。卯簿はこの機會を捉へて、浮收需索を行ふ。(ハ)卯簿は田賦を徵收するも、櫃(縣の徵稅處)に交付しないで、中飽(不正なコミッション)をなし、或は徵稅金を一時流用して利息を稼ぐこともある。(ニ)卯簿が徵稅するも、串(領收證)を交付しないことがある。蘭谿現在の辦法によれば、一戸一串を原則とし、之を分割し得ないが、卯簿の用ゐる妙法は、期を分つて收款(税金を收納する)し、給串は一回だけしか行はない方法であり、即ち卯簿は機會を利用して、尾數(端數)を残して置き、強ひて給串しない。甚だしきに至つては、業主と勾通(ゲルになる)して若干の報酬を私納して、糧串を返納し、託けて絶戸逃亡となし、従つて徵稅し得ないと主張する。

(3) 糧櫃方面の田賦積弊 卯簿の積弊と殆ど同様である。(イ)蘭谿の田賦は大部分犁串して徵收をなすが、少數の業主は櫃に赴いて納稅する白封投櫃の方法を選ぶ。茲に於て糧櫃は往々にして各種の額外需索をなし、(ロ)徵稅して帳簿に記入せず、(ハ)或は徵稅して給串せず、(ニ)また田賦豁免(免除)の令に接するも、舊に照して徵收し、私籠を肥やすものもある。<sup>12)</sup>

蘭谿の各都圖には卯簿の外に尙ほ冊書がある。蘭邑は同治の清賦に際し、各圖をして董事を選舉して之を辦理せしめた。各董事の多くは有識公正の士紳であつたが、彼等をして各圖の魚鱗冊(土地逦帳)を編造せしめた。當時政府の經費が乏しかつたから、各董事をして魚鱗冊編造の費用を募集又は立替へしめた。而して各圖造成の魚

11) 洪楊の亂のため、田園は荒廢し、地籍が紊亂し、政府の稅收が激減した。そこで同治年間、清賦(田賦整理)が行はれることとなつたが、人民の田賦納付に使すため、各都圖に一人宛の卯簿を置いて、徵稅に當らしめた。之を卯簿の嚆矢とする。

鱗冊は一部は之を縣に保管せるも、一部は各都圖の鱗冊編造成績の優良なる董事に之を掌管せしめ、政府は其の董事を冊書（無給の）に任命し、各都圖に於ける土地糾紛の調停、土地の移轉、推收（納稅義務者の移動）、過戸（公簿上の名義書替）等に關する事務を司らしめ、彼等を監督するため清賦局を設けた。然るに時代の變遷に伴ひ、清賦局が廢止され、冊書に對する政府の監督は從つて疎遠となり、また縣保管の鱗冊も散失することゝなつた。茲に於て冊書は之を奇貨として、人民の推收や過戸承糧に際し不當の需索を取てするに至つた。<sup>12)</sup>

要之、蘭谿縣に於ける田賦の紊亂は、魚鱗冊やその他微糧冊の散失によつて、地籍が極めて不明確となつたとに、主として起因するものと謂ふべきである。

### 三

蘭谿實驗縣に於ける田賦並に地籍の整理は、「清查地糧」の方法によつて成功を收めたものであるが、この方法の特徴は、(1)卯書を利用して舊冊を整理した爲めに、能く事半にして功を倍したること、(2)推收制度を同時に確立した爲めに、工作進行中と雖も、土地移轉や戸糧推收（納稅義務者の名義書換）に紊亂を生ぜしめなかつたこと、(3)土地清查と田賦整理とを同時に實施したため、新舊制度の更替に際し、特別の困難が起らなかつたことの三點にある。<sup>13)</sup>而して其の實施した「清查地糧」は之を三期に分かつて説明するを便宜とする。

第一期の事業 第一期の事業としては、(一)清查地糧に必要な機關の設立、(二)冊書の登記、(三)魚鱗冊の補全を擧げることが出来る。

(一) 清查機關の設立 先づ本縣の地糧清查及び土地移轉の推收（名義書換）に便するために、「土地移轉推收處」（推收處と簡稱す）を設立し、縣長の指揮監督の下に、全縣の地糧（地糧）を辦理し、全縣の推收事務を處理する。本

12) 胡次威、前掲論文、八七七頁乃至八八〇頁。

13) 前掲、清查地糧紀要、一六頁。

14) 前掲、清查地糧紀要、八頁。

處には主任一人、助理員二人乃至五人、書記及び推收員各若干人を置く。また必要に應じ各區に分處を設立し得る。この推收處の職責事項は、(イ)地糧の推收、(ロ)地糧の清查、(ハ)坵地歸戸冊の編造、(ニ)土地管業證の發給、(ホ)地糧糾紛の調停、(ヘ)土地冊證の保管整理、(ト)徵糧冊の編造、(チ)官契紙の經賣、(リ)其の他地糧に關する事項等である。

尙ほ推收處に「頒發土地管業證辦事處」を附設し、主任一人、事務員、指導員及び書記各若干人を置き、また必要に應じて、本處に組、班を設けて事務を處理せしめる。本處の職權に屬する事項は、(イ)土地管業證の頒發(ロ)土地管業證の改換、(ハ)土地糾紛の調停、(ニ)失糧地(稅の收らない土地)、溢管地(稅少く地多きもの)の升課(課稅)、(ホ)土地の分割及び丈量、(ヘ)土地管業證卡片(カード)の整理及び申請書の保管、其の他管業證に關するもの等之である。

更に土地に關する紛議を調停するために「土地糾紛調解委員會」を設置した。即ち此の委員會は三段制とし、尤づ「鄉鎮土地糾紛調解委員會」の構成は鄉鎮長、副長、該鄉鎮の冊書及び卯簿を當然委員とし、外に該地の土地事情を熟知せる公正士紳の中より聘任せる二人、或は三人の委員を以てする。次に各區鄉鎮長の聯合によつて、「區土地糾紛調解委員會」を組織し、常務委員三人或は五人を互選する。更に其の上に「縣土地糾紛調解委員會」を縣政府内に設置する。<sup>17)</sup>

この蘭谿に於ける清查機關の系統は下の如くである。



15) 戸を以て坵(一筆の地をいふ)を領する冊の意味にして、各戸所領の各坵を各戸の下に坵を分つて列擧せる土地臺帳をいふ。  
 16) 溢領地、浮多地とも稱せられる。  
 17) 前掲、清查地糧紀要、一一七頁乃至一二三頁。

(二) 冊書の登記 蘭谿縣は農村經濟の困窮に鑑み、土地清查によつて人民の負擔を加重せしめない爲めに、舊右の土地冊籍を利用して、整理を加へた。併し此事を處理する前提として、全縣にある數百の冊書をして協力せしめることが必要であつた。茲に於て縣政府は全縣の冊書を調査して之を登記せしめることゝした。然るに從來蘭谿の各都圖の冊書は、歷年推收過戸を處理して私收をなし、政府は之に對して干渉を加へなかつたから、全縣に冊書が幾人あるか、その姓名住所の如何は政府には判明しなかつた。また冊書も登記によつて、從來の如く私收を續け得ないことゝなるのを恐れて、敢て自から進んで申告をしなかつた。茲に於て縣政府は冊書を調査するため、次の四方法を順次採用した。

(1) 從來冊書と卯簿とは推收過去を共同處理し、その關係が密接であり、各都圖の卯簿は所管都圖内の冊書を知悉してゐたから、先づ第一歩として卯簿に命じて、冊書を調査せしめ、調査表を交付して記入せしめたが、不成績に終つた。(2) 次に各區の區長に調査表を交付して冊書の姓名、住所、所管都圖を記入せしめたが、僅に二區が回答したるのみであつた。(3) 兩回の失敗後、今回は直接各鄉鎮長に命じて、調査表に記入せしめたが、之も不成績であつた。(4) 最後に縣政府より警官を派遣して、各鄉鎮長立會の上、郷毎に冊書を調査記入し、各鄉鎮長の署名捺印を求めて正確を期した。この方法で約一ヶ月を経て、全縣各都圖の冊書調査を完了した。

かくして全縣十坊、三十五都、百四十九圖、冊書の總計は三百〇三人であると判明し、その登記を完了した。この登記完了後、冊書の名を改めて、推收員となし、各推收員をして一區づゝを管掌せしめることゝし、從來の如き不正行爲をなすべからざることを嚴命し、政府は獎勵を勵行することゝした。二十二年十二月末に之を完了した。<sup>19)</sup>

18) この登記に記載すべき事項は、冊書の花名、眞實姓名、年齢、職業、履歴、所管都圖、所管魚鱗冊數、所掌歸戸冊數、住所、通訊處(通信處)等である。

19) 前掲、清查地糧紀要、一二四頁乃至一四〇頁。

(三) 魚鱗冊の補造 冊書の調査登記完了後、魚鱗冊の補造に着手した。蘭邑は前清同治年間に十餘年の時日を費して魚鱗冊一部を新に編造した。計全縣共編十坊、三十五都、百四十九圖、造成した鱗冊は八百八十九本に上つた。而して造成した鱗冊の一部は之を縣に保存し、一部は各都圖の冊書に之を掌管せしめた。この種の鱗冊は今日の所謂坵領戸の土地清冊(地段を登録の主體として關係権利者を附記する土地臺帳)と大體同様で、每冊の坵(一筆地)には、各々圖あり、戸名あり、字號あり、四至あり、畝分あり、地別あり、等則がある。併し業主に變更あるも、冊上の戸名は舊のまゝであるから、證據とするに足らない。但し土地の坐落、四至はもとのまゝであるから、民間に土地紛争が起れば、鱗冊の載する所を以て證據とするに足る。故に之を適當に整理するならば、良い參考資料たることを失はない。然るに清賦局の廢止以來、年久しうして縣保存の鱗冊には散失せるものが多くなつた。

然るに各都圖の掌管してゐる鱗冊には、散失せるものが少なく、假令一部分の散失あるも、冊書の有する草冊や其他の帳簿で之を補ふことが出来るから、各都圖冊書の所管に屬する鱗冊を集めて之を補造することに方針を決定した。然るに冊書の所管する鱗冊は、恰も私産の如く之を秘藏し、一般民衆にして其の査閲を請ふ者に對しては、數角(數十錢)乃至數元の索費を要求してゐた。今、政府より鱗冊の提出を命ぜられた彼等は、之を以て沒收せらるゝものゝ如く考へ、容易に其の命に服しなかつた。また冊書所管の鱗冊は、年代を経たもので、また管理者も頻々更替してゐるから、字跡も曖昧であり、暗號も多く、その抄寫は容易ではなかつた。

茲に於て縣政府は警官を派遣して鱗冊を提出せしめ、また各冊書に其の鱗冊を携へて縣府に出頭することを命じた。而して書冊の提出した鱗冊は、暫時縣に借用して困難を冒して之を抄寫し、約束の期日に正確に返還した。

から、次第に冊書も安心して、欣然として縣政府に鱗冊を提出することゝなつた。かくて二十三年一月末迄に、全縣の魚鱗冊八百二十本の補造を完了した。<sup>20)</sup>

#### 四

第二期の事業 第二期の事業は、(一)坵地歸戸冊の編造と(二)推收制度の確立とである。

(一) 坵地歸戸冊の編造 魚鱗冊補造の完了によつて、土地の坐落、四至は既に調査されたが、併し各坵地業主の承糧戸名(納稅戸名)が實際と符合しないものが多く、眞實姓名も更に記載されてゐないから、田賦を改革せんとするも着手出来ない。そこで原定計畫に照して、各舊都圖の坵地歸戸冊を編造し、戸を以て坵を領し、同時に各戸の領する(所有する)ところの各坵を、各戸の下に坵に分つて列舉し、坵をして戸を領せしめ、戸が坵を領する効果を兼有せしめることとした。竝に現在の業主の眞實姓名、住所を調査して、「地」、「糧」、「名」の三者を對照せしめて、徵稅に便することとした。茲に坵地歸戸冊編造の趣旨を舉ぐれば左の如くである。

(1) 原承糧戸名(糧冊上の納稅義務者)を綱とし、原編字號(鱗冊上の字號)を緯とし、各戸の所有土地は、之を坵毎に附記して、舊有の糧額と對照するに便せしめる。竝に業主の眞實姓名、住所、土地の坐落(該地の所在小地名)、地別(地目、即ち田、地、山、塘の別)、畝分(面積)、等則(上中下の等級)、每畝の科則(稅率)、上下期正附稅額、現在の寄糧都圖(本縣で土地を所有し他縣で納稅する場合の都圖名)等を記載して、土地の分配狀況を明にし、推收過戸、產權の確定、賦稅の徵收に對する證據とする。

(2) 各土地は其の本圖(その所屬の圖)によつて造冊し、以て「糧不跟土」(糧あつて地なきもの)、「土不承糧」(地あつて糧なきもの)、竝に飛遷詭寄の積弊を除去して、地と糧とを完全に符合せしめる。

20) 前掲、清查地糧紀要、一四一頁乃至一四四頁。

註一 戸を以て坵を領するとは、戸を主體として其の所有にかゝる坵を附記することとす。

註二 坵をして戸を領せしめるとは、坵を登録の主體とし、坵を所有する戸を附

(3) 卯書の管掌する冊が自然無用に歸するから、推收及び征收上の積弊や陋規(賄賂)が排除される。

(4) 糧あつて地なきもの、地あつて糧なきものを、別々に查出して、それぞれ豁免(免稅)、升補(課稅)を行つて、人民の負擔の不均衡を軽減することである。

この坵地歸戸冊の編造に際しては、先づ各都圖の冊書をして所定の冊紙に前記の諸事項を調査記入せしめた。之を草冊と言ふ。之を縣政府に集めて更に校正複算を加へ、副冊を編造して土地清冊を完備した。而して草冊の編造に關しては、政府に於て草冊の形式を定め、冊紙を印刷して冊書に交付し、また編造規則を制定し、彼等を召集して編造に關する注意を與へ、その編造に際しては、紙張、筆墨を支給し、また相當の薪資(手當)をも與へた。また縣政府に土地移轉推收處を設け、各地に四ヶ所の分處を置き、冊書の指導監督に當り、指導員、巡廻督促員を設けて、冊書を巡回、督促、指導せしめた。而して編造の過程中に於て、推收分處は所管内の冊書の記入した草冊に整理、檢査、校正、裝訂を加へ、推收總處へ送る。總處では草冊の記載事項を覆核(再調査)して、誤がなければ一般に公告する。草冊中に誤を發見したる利害關係者のある時は、錯誤の更正を申請することが出来る。

この坵地歸戸冊の編造には一萬一千餘元を費し、二十三年三月末に完成した。この清查後は坵に按じて掣出し畝を以て計稅し、「地」、「糧」、「人」の三者を對照し得るから、田賦の附課・徵收は極めて明確となつた。而して編造の結果、計全縣十坊、三十五都、百四十九圖、造成の新冊は千二百六十三本、八十一萬千七百七十四坵號、十二萬六千一戸、全縣の田地山塘合計は百十七萬八千七百七十九畝となり、魚鱗冊所載の畝數に較らば、二萬六千七百七十一畝の増加を見た。<sup>21)</sup><sup>22)</sup>

21) 必要な場合、調査員を派して實地調査をも行ふ。  
22) 前掲、清查地籍紀要、一八一頁乃至二二五頁。

(二) 推收制度の確立 賣買、相續その他によつて、土地の移轉が日々行はれるから、推收制度を確立して土地臺帳上の名義書換を正確に實施しなければ、土地臺帳の正確を維持するを得ない。従來蘭邑では冊書と卯簿とがこの戸糧の推收を司り、多くの積弊を生んだものである。併し蘭邑全縣には合計三百七十九人の卯書(冊書と卯簿)があつて、戸糧の推收によつて生計を立てゝゐるから、「清查地糧」の實施に際しても、種々の點より一舉に彼等の全部を排除することは出来なかつた。茲に於て先づ「土地移轉推收過戸暫行規則」を公布して、當分推收は舊來の卯書たりし各都圖の推收員を利用して之を取扱はしめることとしたが、戸糧推收の際には、隨時政府に報告して、土地移轉過戸證に縣印を押してもらはなければ、效力を生じないこととした。同時に土地の賣買、繼承、相續、贈與、遺贈、その他法律に據て土地所有權を取得する者は、本規則に據て過戸(名義書換)を申請することとし、この申請書は縣政府で印刷して各推收員に交付することとした。

然るに蘭谿の「清查地糧」の完成に伴ひ、魚鱗冊も坵地歸戸冊も整備し、昔日卯書の所有した帳簿の全部が政府の手に歸したので、新に「移轉土地推收戸糧規則」を制定し、之によつて卯書を根本的に革除し、二十三年七月から人民の土地移轉は直接縣政府で處理することとした。

即ち賣買、繼承、相續その他で、土地移轉契約の成立したときは、新舊業主は鄉鎮長、推收員立會の下に、所定の過戸換證申請書に所定事項<sup>23)</sup>を記入し、契約成立後六ヶ月内に、移轉地の舊土地管業證(地券)その他移轉證件を添付し、過戸換證手續費每坵二角を添へて、所轄推收處に名義の書換を申請する。推收處では先づ査冊員が申請書を臺帳と照合して誤の有無を檢し、更に換證員が移轉地管業證を原簿と照合し、何れも相違が無ければ、名義の書換をなし、新業主には新土地管業證を交付する順序となる。<sup>24)</sup>

23) 申請書の記載事項は、(1) 新舊業主の承糧戸名、眞實姓名、住所、年齢、本籍地、共有地なれば共有人の姓名その他、(2) 移轉地の都圖、字號、畝分、半落、(3) 産權の所有別(公有私有共有)、(4) 産權移轉の期日及び原因(5) 其他申告すべき事項。

五

第三期の事業 第三期の事業は(一)土地管業證の頒發、(二)升課の辦理、(三)土地糾紛の調停等である。

(一) 土地管業證の頒發 土地清查の目的は甚だ多いが、人民の產權(土地所有權)の確定も其の一である。そこで蘭谿では土地清查が完了し、鱗冊及び歸戸冊の編造完成後、各業主をして舊有の執業證明書據を提出せしめ、鱗冊及び歸戸冊と對照、點檢の上、新に土地管業證(地券)を下付することとした。而して此の際、每一坵號の土地に對して管業證一枚づゝを交付する「一坵一證」主義を採ることによつて、各業權を保障し、且つ土地の盜賣重賣、漏稅、漏糧の弊を排除することとした。この管業證用卡片(カード)紙は三聯式とし、一聯には鱗冊字號、管業證號數、領證業主姓名その他を記入し、成冊に裝訂して領證時の錯誤を查對するに便せしめる。第二聯卡片には業主の姓名、住所、畝分、地別、坐落等々を記入して、保存し、地權に移動があれば、この卡片をも更換する。第三聯は土地管業證とする。

この土地管業證は(1)官給の證明書據にして、產權を保障する效力がある。従つて土地管業證の無い土地は、無主無糧の地と看做される。而して土地管業證の發給後に、產權を移轉するには、その土地の管業證に賣買契約書、推收申請書を添付して、推收處に名義の書換を請求し、新管業證の下付を受くるものとする。(2)次に土地管業證は典當又は抵押品となし得るから、之によつて不動産を資金化し、農村資金の涸渫を防止する效力を持つ。

この管業證の交付には、指定期間内はその手續費として一坵につき三分を徵收するに過ぎないが、期間經過後は次第に之を引上げて最後に一坵二角とすることによつて、人民に成るべく早く管業證を取得せしめるやう工夫し、またこの爲めには縣より各鄉鎮校長、推收員及び一般人民に對して訓話を與へた。之によつて二十二年末迄

24) 前掲、清查地權紀要、一四五頁乃至一八〇頁。  
25) この執業證明書據なる商舖、管業證の發給を申請するに、四方の隣接地の所在、或は土地の盜賣重賣、漏稅、漏糧の弊を排除することとした。この管業證用卡片(カード)紙は三聯式とし、一聯には鱗冊字號、管業證號數、領證業主姓名その他を記入し、成冊に裝訂して領證時の錯誤を查對するに便せしめる。第二聯卡片には業主の姓名、住所、畝分、地別、坐落等々を記入して、保存し、地權に移動があれば、この卡片をも更換する。第三聯は土地管業證とする。

に全縣の申請受證者は既に七十一萬六千九百九十六坵號、即ち總數の九十%以上に達した。

(二) 升課の辦理 坵地歸戸冊の編造に際し、有主無糧、無主無糧の土地は、その所屬都圖の冊尾に一々之を記録し、また糧多地少、糧少地多(溢管地)の土地は、各推收員をして冊中の備考欄に之を記入せしめ、升課、豁免に便せしめた。即ち失糧地(無糧地)、溢管地については、一定期限内に其の業主をして升課申請書に隣地業主の保證書と本年納付すべき田賦とを添付して、推收處に升課を申請せしめることとした。推收處は其の申請書を檢討して誤がなければ、十日間公告し、異議の申立てなきときは、升課登記簿に登録し、申請者には土地管業證を發給する。升課の申請に際し、丈量を必要とするときは一定の丈量費を徵收する。二十二年末迄に申請升課した土地は、計六百六十一坵號(筆數)に達した。<sup>25)</sup>

(三) 土地糾紛の調解 従前卯書が土地移轉の名義書換を擔當してゐた時代には、豪帳の不完備や卯書の不正行爲から多くの土地紛議が起つた。然るに今回地籍の整理が完了し、一坵毎に一枚の管業證が下付され、地權が確定したが、この際にも此の地權の歸屬に關し紛議の發生することを免れなかつた。茲に土地糾紛調停制度の確立を必要とした。即ち一の土地糾紛の發生する場合には、先づその地の郷鎮長、推收員が系争地は何人が之を耕種するか、或は何人が收租(小作料)の取得するか、その年限は幾何か、曾て該土地に糾紛が起つたことがあるか、今回の糾紛の原因は何處にあるかを詳細調査し、必要あるときは、派員して實地につき調査丈量せしめる。而して調停は先づ郷鎮調解委員會で實際の事情に照して公平に之を處理する。之で調停の成立しないときは區調解委員會の調停に附する。之が無効なるときは縣政府に當事者雙方及び關係人を集めて調停する。これでも調停が成立しないときは、縣政府が歷年の管業情況に照して裁決し、法院の認可決定を俟つて確定することとした。

に疑が生じ、又は糾紛が起つたときは、保證人は一旦下付された管業證を返還する義務を負ふ。

25) 前掲、清查地籍紀要、二三〇頁乃至三〇七頁。

26) 本年度の田賦を納付すれば宜しく、既往には溯らない。

## 六

上述せる處によつて、蘭谿縣の地糧の清查が完了し、魚鱗冊並に坵地歸戸冊の整備によつて、「地」、「糧」、「名」の三者を對照符合せしめ得ることとなり、同時に推收制度の確立、土地管業證の頒發によつて、地權を確保し、數百年に亙る地糧の積弊を除去し、人民の負擔を公平ならしめた。この地籍整理によつて、整理前には百十六萬四千七百四十一畝であつた蘭谿の地畝は、整理後には百十七萬八千七十九畝となり、一萬三千三百三十八畝の増加を來し、また整理前(二十一年)には十萬三千二百七十六元であつた田賦額が整理後(二十三年)には二十五萬元となり、十四萬六千七百二十四元の増加を見ることとなつた。<sup>27)</sup>

同時に田賦制度に就いても、更に改革を加へることとなつた。即ち第一は催徵制度の改善である。即ち全縣の地糧の清查完成後に於ては、土地の坐落、業主の眞實姓名、住所が明記されることとなつたから、田賦の催徵は何人が之を擔當するも、昔日の積弊陋規は、之を根本的に排除し得ることとなつた。故に二十三年度より全縣の經徵人たる卯簿を廢止し、別に催徵員、催徵警を各都圖に派遣して、納税の督促に當らしめ、人民は直接櫃(縣の徵稅處)に到つて納税して領串(領收證を受取る)することとした。かくて催收員、催徵警は單に納税の督促をなすのみで、徵稅をなし得ないこととし、以て中飽の弊の生ずることを防止した。更に人民の納税に便するため縣城に總櫃を設ける外に、郷に分櫃計八處を置いた。

第二に徵稅の冊串(徵稅簿と領收證)を改善した。即ち二十三年度から坵地歸戸冊を根據として、征冊、糧串を編造し、征冊もまた戸を以て坵を領せしめ、一業戸の所有地は坵(一筆地)に分つて列舉し、坵の畝數に照して稅額を計算し、業戸毎に稅額を集計することとした。また糧串は坵毎に發給することとして、土地管業證と對照する

27) この丈量費は市地は每畝一元、郷地は每畝三角、田は每畝五角、山は每畝二角、塘は每畝二角とし、縣城を去ること三十里以上の土地に對しては別に出張費一元を徵收する。

28) 前掲、清查地糧紀要、三〇八頁乃至三四頁。

に便せしめた。而して通知單（納稅通告票）は戸毎に發給して手数を省くこととした。かくて稅、課稅物件たる土地、納稅人の三者の關係が極めて明白となつた。

第三には課稅の本位を變更したることである。即ち従來は冊串所載の銀米を以て課稅の本位とした。然るに土地清查の完了によつて、各業主の所有畝分が明白となつたから、二十三年度から、地積を以て稅本となし、原有の銀米本位を廢止し、納稅額は坵畝と等級とに應じて貨幣を以て表示する金納制に改めた。<sup>30)</sup>

かくて蘭谿縣の地籍及び田賦の整理は、一種の治標方法たる「清查地糧」によつて、少額の經費を以て、相當の成績を收めたものである。併し蘭谿と異なり、補造すべき舊冊の全く散失し盡してゐる處では、別の整理方法（清丈又は土地陳報）を必要とする。

今や北支に於ても中支に於ても、地籍及び田賦の整理を實施して、地方財政及び農村經濟の整備確立に資することを緊要とするに際し、茲では溫古知新の意味よりして蘭谿縣の「清查地糧」について論及した次第である。

28) 前掲、清查地糧紀要、三二六頁乃至三三二頁。

29) 莫寒竹、前掲論文、二九三頁。

30) 前掲、清查地糧紀要、三三五頁、三三六頁、三四二頁。